平成２１年（フ）第３４０号
佐賀県佐賀市高木町９番12号
債務者　光行　良子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
佐賀県佐賀市兵庫南４丁目18番４号
債務者　藤井　　優
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍745番地２
債務者　石井　真由
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
佐賀県佐賀市川副町大字大詫間1930番地
債務者　吉川　　喬
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4103番地28
債務者　塚本美和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
佐賀県佐賀市神園３丁目13番125号
債務者　工藤砂智子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
佐賀県鳥栖市轟木町1144番地２
債務者　藤丸　忠夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地382
債務者　藤倉結花子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目２番12号　フレンドリー柳井201
債務者　田渕　早苗
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市久村360番地　メゾンエース302
債務者　太田　慎也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０８号
神奈川県横須賀市久村360番地　メゾンエース302
債務者　太田　牧子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市久比里１丁目21番11号
債務者　星野　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第７４７号
熊本県宇土市築籠町168番地１　ウィングコートＢ―101
債務者　津志田勝宏
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９６号
熊本市本山２丁目７番17号
債務者　宇髙　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８０８号
熊本市八景水谷２丁目１番42号
債務者　深瀬　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２０号
熊本市八景水谷１丁目22番12号　コーポ88―303号
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２５号
熊本市保田窪２丁目１番53　中村ビル201号
債務者　井上　雅視
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１２号
青森県黒石市寿町４番地
債務者　長内　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
青森地方裁判所弘前支部